

**新県庁エコプラン〈第4期計画〉**  
**—富山県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—**

平成28年5月

富 山 県

# 目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 第3期計画の取組状況と課題	2
I 第3期計画の概要	2
II 取組状況と課題	2
第3章 第4期計画の基本的事項	6
I 計画の目的	6
II 計画の位置付け	6
III 計画の対象	6
IV 計画期間	6
V 対象とする温室効果ガス	7
VI 削減目標	8
第4章 目標達成に向けた実行すべき取組み	10
I 取組方針	10
II 取組体系	10
III 具体的な取組み	11
1 エコオフィス活動の継続・徹底	11
2 施設・設備等における省エネルギー化の推進	15
3 再生可能エネルギーの積極的な導入	16
第5章 計画の推進	17
I 推進体制	17
II 進捗状況の点検	20
III 職員に対する研修等	21
IV 公表	21
V その他	21

## 第1章 計画策定の背景

地球温暖化は、通常の事業活動や日常生活により発生する温室効果ガス（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン、一酸化二窒素など）の大気中濃度が増加することによって地球全体の温度が上昇し、生態系や生活環境に大きな影響をおよぼすものであり、人類の生存基盤に関わる重大な問題となっています。

このような状況の下、平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）では、地方公共団体に対し、事務事業により排出される温室効果ガスを抑制するための計画を策定し、公表するとともに、その実施状況及び温室効果ガスの総排出量を公表することが義務付けられています。

また、温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量の削減に向けて、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門等における省エネルギーの一層の推進を目的に、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）が改正され、知事部局等や教育委員会、警察が特定事業者として指定され、それぞれエネルギーの管理が義務付けられています。

県では、これまで自らの活動に伴う環境負荷を低減するため、平成10年1月に「環境に優しい県庁行動計画（県庁エコプラン）」を策定し、平成14年3月には温室効果ガスの削減対策を加えた「新県庁エコプラン—地球温暖化防止のための富山県庁行動計画—（第1期計画）」として見直しています。県では、その後も、新たな目標の設定や取組内容の強化を行い、平成19年3月には第2期計画（H19～H22）、平成24年1月には第3期計画（H23～H27）を策定し、県における事務事業に伴うCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んできたところです。

こうした中、平成23年3月の東日本大震災の後、国において、エネルギー政策及び地球温暖化対策について検討が進められ、平成25年11月に、平成32年度の温室効果ガス削減目標を平成17年度比3.8%減（原子力発電の稼動に伴う削減効果は含まない。）とし、平成27年7月には、平成42年度の目標を平成25年度比26.0%減としたところです。

また、平成27年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、世界共通の長期目標として2°C目標のみならず1.5°Cへの言及等した「パリ協定」が採択され、すべての国が参加する国際的な枠組みについて合意されました。

県としても、こうした国内外の動きを踏まえ、率先的に節電・省エネに取り組み、事務事業における更なる地球温暖化対策を着実に進めるため、「新県庁エコプラン〈第4期計画〉—富山県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—」を策定し、職員が一丸となって更なる取組みを推進します。

## 第2章 第3期計画の取組状況と課題

### I 第3期計画の概要

- 1 **計画期間** 平成23年度から平成27年度まで
- 2 **対象機関** 県の全ての機関  
知事部局、議会事務局、企業局、教育委員会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局の本庁及び出先機関（県立学校、警察署を含む。）  
指定管理者制度導入施設
- 3 **削減目標** 事務事業に伴って排出されるCO<sub>2</sub>排出量を平成27年度までに基準年度（平成22年度）比で5%以上削減  
〈参考〉削減目安：各項目について平成22年度比で5%以上削減  
各項目：電気使用量、庁舎等燃料使用量、公用車燃料使用量、水使用量、コピー用紙購入量、廃棄物廃棄処分量

### II 取組状況と課題

#### 1 CO<sub>2</sub>排出量の取組状況等

第3期計画のCO<sub>2</sub>排出量の平成26年度の実績としては、基準年度の平成22年度比で10.8%の削減となり、平成27年度の目標の5%以上削減を達成する見込みです。

庁舎等燃料の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量については、平成22年度比で21.8%削減しており、第3期計画における削減目標の達成への寄与が最も大きくなっています。

電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量は、3.5%削減しているものの、項目別に設定した削減目安（以下「削減目安」という。）である5%以上削減には至っていないことから、電気使用量の更なる削減のため、職員による節電対策等のソフト面の取組みを強化するとともに、照明等のハード面の更なる省エネ改修を推進することが必要です。また、施設の新築・増改築時における断熱化等の省エネルギー化が必要です。

公用車燃料の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量は、6.6%削減しており、削減目安である5%以上削減を達成していますが、公用車燃料使用量の継続した削減には職員によるエコドライブの実践及び燃費管理の徹底のほか、次世代自動車等への更新が必要です。

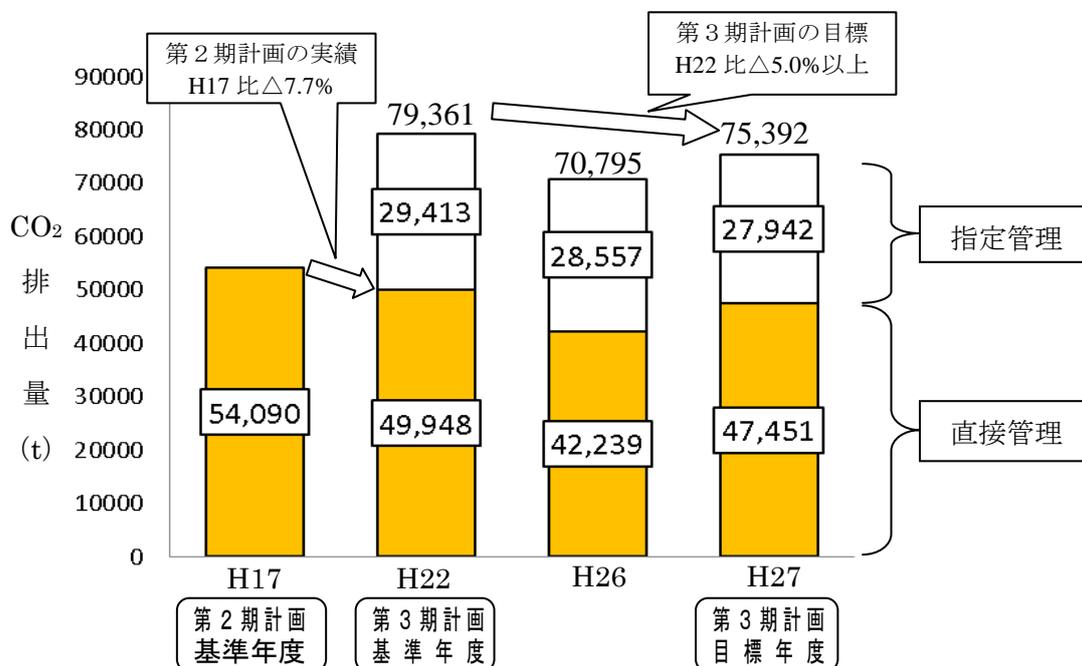
なお、平成26年度のCO<sub>2</sub>排出量の構成比は、電気が60%（H22：55%）、次いで庁舎等燃料が34%（H22：39%）、公用車燃料が6%（H22：6%）の順となっており、基準年度の平成22年度に比べ、電気の占める割合が5%増加しています。このため、効

果的な削減対策としては、CO<sub>2</sub> 排出量の構成比が大きい電気や庁舎等燃料を確実に削減するとともに、CO<sub>2</sub> 排出量が多い施設における計画的な省エネ改修が必要です。

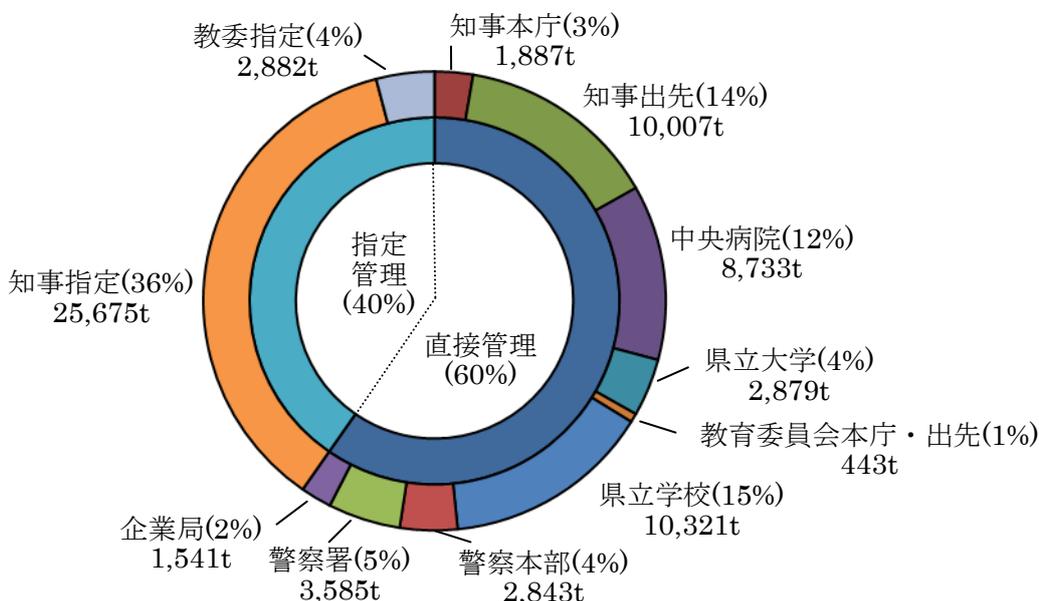
### CO<sub>2</sub> 排出量（電気＋庁舎等燃料＋公用車燃料）の推移及び削減目標の達成状況

区 分	H22 (基準)	H24	H25	H26	削減目標 達成状況	
CO <sub>2</sub> 排出量(t)	直接管理	49,948	44,062	43,149	42,239	△5%以上
	指定管理	29,413	30,146	29,397	28,557	
	合 計	79,361	74,209	72,545	70,795	
H22 比増減率	—	△6.5%	△8.6%	△10.8%	○	

(注) 第3期計画におけるCO<sub>2</sub> 排出量の算出には、地球温暖化対策推進法施行令（平成22年3月改正）に定める排出係数を用いている。ただし、電気の使用に伴うCO<sub>2</sub> 排出量への換算については、経年比較のため平成22年12月27日告示の排出係数（0.374kg/kWh）を採用している。



CO<sub>2</sub> 排出量の推移及び削減目標の達成状況

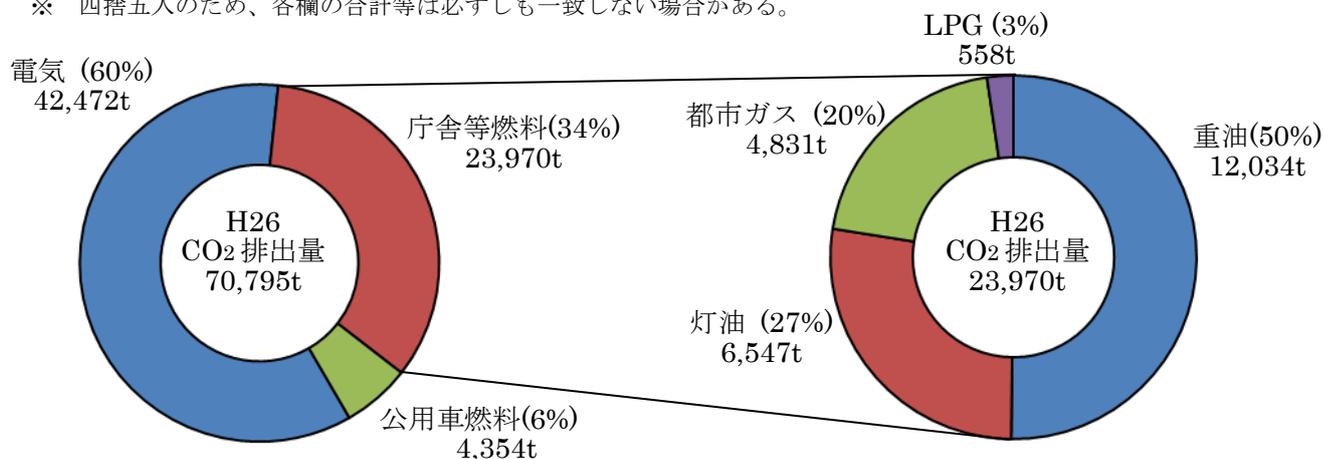


管理者別 CO<sub>2</sub> 排出量の構成比 (H26)

【参考】 エネルギー使用量の推移

項 目		H22 (基準)	H24	H25	H26	削減目安 達成状況
電 気	電気使用量 (千 kWh)	117,720	118,132	116,442	113,560	—
	H22 比増減率	—	0.4%	△ 1.1%	△ 3.5%	
	CO <sub>2</sub> 換算 (t)	44,027	44,181	43,549	42,472	△5%以上
	H22 比増減率	—	0.3%	△ 1.1%	△ 3.5%	×
庁舎等燃料	重油使用量 (kℓ)	6,286	4,676	4,435	4,441	—
	H22 比増減率	—	△ 25.6%	△ 29.4%	△ 29.4%	
	灯油使用量 (kℓ)	3,098	2,863	2,779	2,630	—
	H22 比増減率	—	△ 7.6%	△ 10.3%	△ 15.1%	
	都市ガス使用量 (千 m <sup>3</sup> )	2,390	2,209	2,176	2,106	—
	H22 比増減率	—	△ 7.6%	△ 9.0%	△ 11.9%	
	LPG 使用量 (千 m <sup>3</sup> )	98	106	102	93	—
	H22 比増減率	—	8.2%	4.1%	△ 5.1%	
	CO <sub>2</sub> 換算 (t)	30,671	25,496	24,536	23,970	△5%以上
	H22 比増減率	—	△ 16.9%	△ 20%	△ 21.8%	○
公 用 車 燃 料	ガソリン使用量 (kℓ)	1,558	1,471	1,461	1,411	—
	H22 比増減率	—	△ 5.6%	△ 6.2%	△ 9.4%	
	軽油使用量 (kℓ)	405	432	413	417	—
	H22 比増減率	—	6.7%	2.0%	3.0%	
	CO <sub>2</sub> 換算 (t)	4,663	4,532	4,460	4,354	△5%以上
	H22 比増減率	—	△ 2.8%	△ 4.4%	△ 6.6%	○

※ 四捨五入のため、各欄の合計等は必ずしも一致しない場合がある。



エネルギー別 CO<sub>2</sub> 排出量の構成比

## 2 省資源等の取組状況

水使用量、廃棄物廃棄処分量の平成 26 年度の実績としては、基準年度の平成 22 年度比で、それぞれ 24.9%削減、7.7%削減しており、削減目安である 5%以上削減を達成していますが、これらの継続した削減には、引き続き職員による取組みを推進するとともに、取組みに余地のある消雪設備利用や施設改修時における節水コマ、節水型トイレの導入、使い捨て製品の使用自粛、プラスチック容器等の分別の徹底などが必要です。

コピー用紙購入量については、ミスコピー紙等の裏側の利用や両面コピー等は概ね浸透しているものの、業務量の増加等により 6.4%増加していることから、内部資料等における集約コピー・印刷機能（1/2～1/4 コピー・印刷）や電子メール等の活用、書類の PDF 化などコピー配布の自粛が必要です。

### 水使用量、廃棄物廃棄処分量、コピー用紙購入量の推移

項 目	H22 (基準)	H24	H25	H26	削減目安 達成状況
水使用量(千 m <sup>3</sup> )	2,010	1,775	1,568	1,510	△5%以上
H22 比増減率	—	△ 11.7%	△ 22%	△ 24.9%	○
廃棄物廃棄処分量(t)	1,970	1,958	1,915	1,819	△5%以上
H22 比増減率	—	△ 0.6%	△ 2.8%	△ 7.7%	○
コピー用紙購入量(千枚)	140,291	147,179	144,978	149,322	△5%以上
H22 比増減率	—	4.9%	3.3%	6.4%	×

## 第3章 第4期計画の基本的事項

### I 計画の目的

本計画は、県が自らの事務事業における温室効果ガスの排出削減や環境負荷の低減を図るため、率先的に省資源・省エネルギー等の環境保全活動に取り組むことを目的とします。

### II 計画の位置付け

本計画は、温対法 20 条の 3 に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付けます。また、省エネ法における県（特定事業者<sup>※</sup>）のエネルギー使用の合理化に向けた中長期計画等と連携して取り組みます。

<sup>※</sup>事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kℓ/年以上の事業者であり、省エネ法において指定される。県では、知事部局等、教育委員会、警察が特定事業者として指定されている。

### III 計画の対象

#### 1 対象機関

対象機関は、知事部局、議会事務局、企業局、教育委員会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局の本庁及び出先機関（県立学校、警察署を含む。）、指定管理者制度導入施設とします。

また、計画期間中において新設される施設についてもその対象とします。

#### 2 対象とする事務事業

県が自ら行う事務事業（オフィス活動を含む。）とします。

### IV 計画期間

計画期間については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定の手引き」（平成 26 年 3 月 環境省地球環境局）において、計画期間は概ね 5 年とされていることから、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画の実施状況等を踏まえ、必要に応じて計画期間内においても内容の見直しを行います。

計画	策定年度	基準年度	期間（年数）
第 1 期	H13	H12	H14～18（5 年）
第 2 期	H18	H17	H19～22（4 年）
第 3 期	H23	H22	H23～27（5 年）
第 4 期	H28	H26	H28～32（5 年）

## V 対象とする温室効果ガス

本計画の対象は、温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が9割以上を占めるため、電気や燃料等の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量とします。

### 【参考】 県内における平成24年度の温室効果ガス排出量（速報値）

温室効果ガスの種類	排出量 (千 t -CO <sub>2</sub> )	主な排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	12,956 (95.9%)	石油、石炭等化石燃料の燃焼等
メタン (CH <sub>4</sub> )	161 (1.2%)	燃料の燃焼、家畜、農業活動、廃棄物処理等
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	112 (0.8%)	燃料の燃焼、農業活動、廃棄物処理等
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	229 (1.7%)	エアゾール製造、カーエアコン・冷蔵庫の冷媒等
パーフルオロカーボン (PFC)	26 (0.2%)	電子部品等洗浄、半導体製造等
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	20 (0.1%)	半導体製造、金属鋳造等
合 計	13,504 (100%)	

※ 四捨五入のため、各欄の合計等は必ずしも一致しない場合がある。

#### ・ 温室効果ガス排出量の算定方法

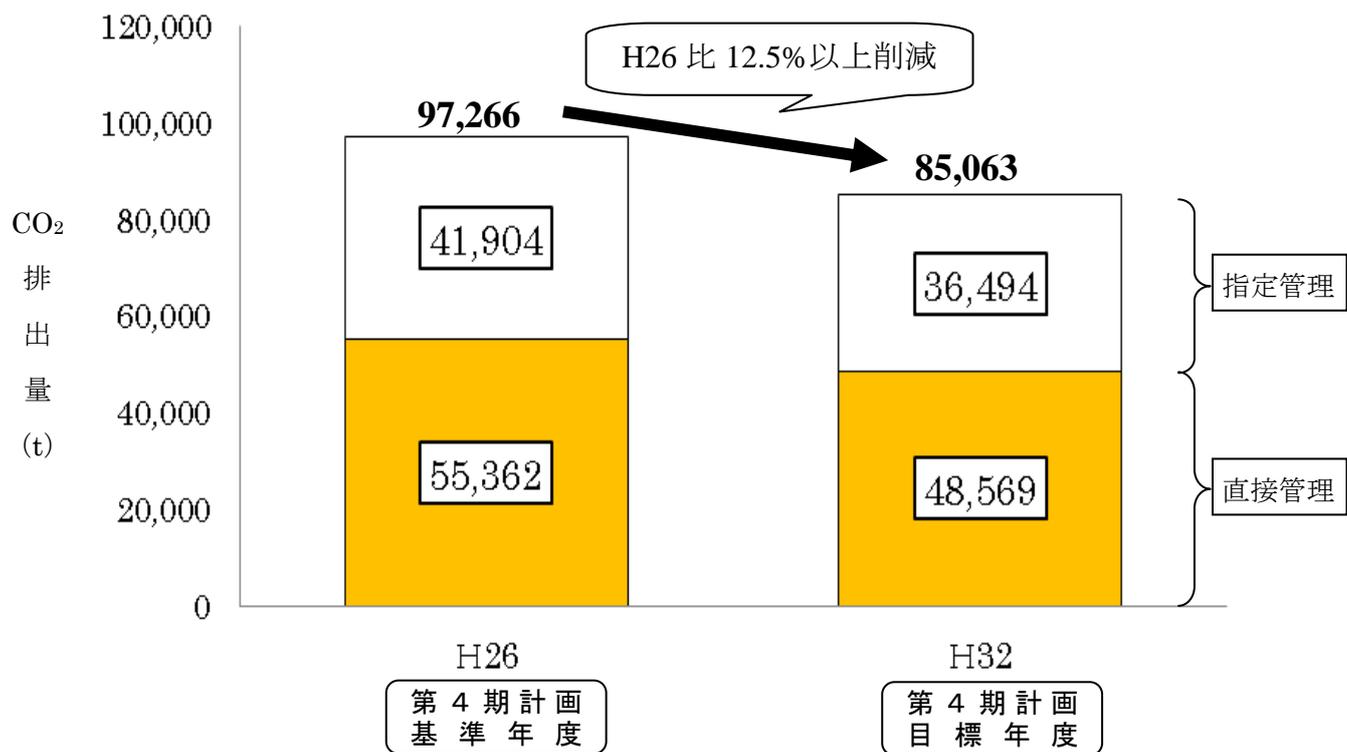
本計画のCO<sub>2</sub>排出量への換算については、地球温暖化対策推進法施行令（平成28年2月改正）第3条に定める方法に基づき算定しています。

## VI 削減目標

### 1 CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標

CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標については、次のとおりとします。

県庁全体の事務事業に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を  
平成 32 年度までに平成 26 年度比で 12.5%以上削減



第4期計画における基準年度のCO<sub>2</sub>排出量及び削減目標

### 2 CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標の考え方

省エネ法では、知事部局等や教育委員会、警察が特定事業者指定され、「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均 1.0%以上の低減」が求められており、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間で、平成 26 年度比 6 %以上の削減が必要です。

県では、これを踏まえ、次表のとおり、地球温暖化対策推進法施行令（平成 28 年 2 月改正）第 3 条に定める方法に基づき CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標を算定しています。

なお、電気の排出係数について、第 3 期計画までは基準年度の数値を用いていましたが、東日本大震災とその後のエネルギー供給体制の変化により、排出係数の変動が大きくなることが予想されるため、第 4 期計画では、国が毎年公表する実排出係数を用いることとします。

## CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標の算定方法

項 目	使用量 (H32/H26)	×	係 数	=	CO <sub>2</sub> 排出量 (H32/H26)
電 気	6.0% 以上削減		$\frac{\text{H32排出係数}}{\text{H26排出係数}}$		15.2% 以上削減
庁舎等燃料	6.0% 以上削減				6.0% 以上削減
公用車燃料	6.0% 以上削減				6.0% 以上削減
計	6.0% 以上削減		—		12.5% 以上削減

※ 排出係数について

- ・ 電気については、H26 排出係数は、環境省が公表している「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－平成 26 年度実績－」内の北陸電力㈱の実排出係数を使用し、H32 排出係数は、「とやま温暖化ストップ計画」の H32 排出係数の推計値を使用。
- ・ 電気以外については、近年変更（根拠：地球温暖化対策推進法施行令）されていないため、H32 排出係数を、H26 排出係数と同じ値に設定（固定）。

### 3 エネルギー使用量等の削減目安

電気、庁舎等燃料、公用車燃料のエネルギー使用量については、省エネ法の「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均 1.0% 以上の低減」を踏まえ、各項目の削減目安を次のとおり設定します。

また、県が利用する水道の供給、県が購入する用紙類や物品の製造、県が排出する廃棄物の処理などの過程で発生する温室効果ガスについても削減を図るため、水の使用量削減、用紙類の使用量削減、廃棄物の減量化についても同様に削減目安を設定します。

#### 〈個別の削減目安〉

項 目	削減目安 (H32/H26)
電 気 使 用 量	6.0% 以上削減
庁 舎 等 燃 料 使 用 量	6.0% 以上削減
公 用 車 燃 料 使 用 量	6.0% 以上削減
水 使 用 量	6.0% 以上削減
コ ピ ー 用 紙 購 入 量	6.0% 以上削減
廃 棄 物 廃 棄 処 分 量	6.0% 以上削減

## 第4章 目標達成に向けて実行すべき取組み

### I 取組方針

県では、これまで、省資源・省エネルギー活動の実践や施設の省エネルギー化を進めてきたところですが、第4期計画の削減目標の達成には、更なる取組みの推進が必要です。

#### 〈取組方針〉

#### 1 エコオフィス活動の継続・徹底

各所属（職員）、庁舎等管理所属は、それぞれの事務事業において、これまで以上に、環境に配慮した取組みの継続・徹底を図ります。

#### 2 施設・設備等の省エネルギー化の推進

庁舎等管理所属は、確実な CO<sub>2</sub> 排出量の削減が期待される施設・設備や公用車の省エネルギー化を推進します。

#### 3 再生可能エネルギーの積極的な導入

再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電）の導入を推進します。

### II 取組体系

#### 取組方針

#### 具体的な取組み

地球温暖化対策の率先行動

#### 1 エコオフィス活動の継続・徹底

各所属（職員）、庁舎等管理所属は、それぞれの事務事業において、これまで以上に、環境に配慮した取組みの継続・徹底を図ります。

#### (1) 省エネルギー管理体制の強化 (2) 所属（職員）単位での取組み

- ① 電気使用量の削減
- ② 庁舎燃料使用量の削減
- ③ 公用車燃料使用量の削減
- ④ 水使用量の削減
- ⑤ 紙使用量の削減
- ⑥ 廃棄物の減量化とリサイクル
- ⑦ グリーン購入の推進

#### (3) 庁舎等管理所属単位での取組み

- ① 電気使用量の削減
- ② 庁舎燃料使用量の削減
- ③ 公用車燃料使用量の削減
- ④ 水使用量の削減
- ⑤ 廃棄物の減量化とリサイクル

#### 2 施設・設備等の省エネルギー化の推進

庁舎等管理所属は、確実な CO<sub>2</sub> 排出量の削減が期待される施設・設備や公用車の省エネルギー化を推進します。

#### (1) 施設の建設等に関する取組み (2) 公用車の導入に関する取組み

#### 3 再生可能エネルギーの積極的な導入

再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電）の導入を推進します。

#### (1) 太陽光発電に関する取組み (2) 小水力発電に関する取組み

### Ⅲ 具体的な取組み

#### 1 エコオフィス活動の継続・徹底

##### (1) 省エネルギー管理体制の強化

省エネルギー管理体制を強化するための実行すべき取組項目及び内容を示しています。

なお、実施主体が取り組みやすいように、より具体的な例示について、「省資源・省エネルギー活動の具体的な取組事例」にまとめています。(以下の項目も同様)

〔取組項目〕
・ エネルギー使用の総合的な管理 省エネ法に基づく特定事業者毎の取組方針の策定、エネルギー管理標準の整備に取り組むとともに、県庁環境マネジメントシステムの効果的な運用に努めます。
・ エネルギー使用実態の把握強化 各施設の燃料転換、改修予定等のエネルギー使用実態の把握に努めます。

##### (2) 所属（職員）単位での取組み

所属（職員）単位で実行すべき取組項目及び内容を示しています。

###### ① 電気使用量の削減

〔取組項目〕
・ 照明の適正な使用 始業時間前の部分点灯、休憩時間等の消灯、会議室等の使用後の消灯、間引き消灯に努めます。
・ 事務用機器等の適正な使用・導入 パソコン等の未使用時の電源オフや省電力モードの活用、電気ポット等の使用の自粛、冷蔵庫の適正使用、省エネルギー型機器の導入に努めます。
・ 電気設備等の適正な使用 エアコンの適正温度等の設定やエレベーター使用の自粛に努めます。

###### ② 庁舎燃料使用量の削減

〔取組項目〕
・ 冷暖房等の使用の適正化等 空調や給湯の適正温度の設定等に努めます。

### ③ 公用車燃料使用量の削減

〔取組項目〕
・ 公用車の適正な使用等 公共交通機関等の利用、次世代自動車等の利用促進等に努めます。
・ 環境に配慮した運転 エコドライブの実践に努めます。

### ④ 水使用量の削減

〔取組項目〕
・ 節水 蛇口のこまめな開閉など、日常的な節水の励行に努めます。

### ⑤ 紙使用量の削減

〔取組項目〕
・ 用紙類の使用削減 大量印刷前のサンプルコピーや集約コピー等の印刷機能の活用、会議資料等の適正化、電子化の推進、文書事務に関する配慮、印刷物の外注に当たっての配慮による紙使用量の削減に努めます。
・ 用紙類の再使用 ミスコピー紙等の再使用に努めます。
・ 文具類の再使用・使用削減 フラットファイルの原則両面使用に努めます。

## ⑥ 廃棄物の減量化とリサイクル

〔取組項目〕
・ <b>廃棄物の減量化</b> 使い捨て製品の使用自粛、不要な冊子等の削減、過剰包装の見直し、不要物の再使用等に努めます。
・ <b>分別回収の徹底</b> 用紙類の分別の徹底、シュレッダーの適正な使用、不燃ごみ等の分別の徹底に努めます。
・ <b>汚染物質等の排出削減等</b> 事務事業における大気汚染物質、水質汚濁物質等の排出削減や有害物質の適正な保管・処理に努めます。

## ⑦ グリーン購入の推進

〔取組項目〕
・ 「富山県グリーン購入調達方針」に基づく調達 調達総量の抑制、環境に配慮した物品等の選択、環境負荷が低減する物品の使用に努めます。

### (3) 庁舎等管理所属単位での取組み

庁舎や公用車管理所属単位で実行すべき取組項目及び内容を示しています。

#### ① 電気使用量の削減〔庁舎管理所属〕

〔取組項目〕
・ <b>照明の適正な使用</b> プルスイッチの導入推進、間引き消灯等に努めます。
・ <b>電気設備等の適正な使用</b> デマンド監視システムの導入促進、ライトアップの時間短縮等、温水洗浄便座の適温設定等、自動販売機の省エネルギー型への転換の要請等、空調のオフシーズンの自動ドアの開放に努めます。

#### ② 庁舎燃料の削減〔庁舎管理所属〕

〔取組項目〕
・ <b>冷暖房の使用の適正化等</b> 空調の適正温度の設定等に努めます。

### ③ 公用車燃料の削減〔公用車管理所属〕

〔取組項目〕
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境に配慮した運転 公用車や船舶・特殊車両の効率的な使用等に努めます。</li></ul>

### ④ 水使用量の削減〔庁舎管理所属〕

〔取組項目〕
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 節水 水圧等の調整・点検の実施、日常的な節水の励行、節水型機器（洗濯機等）の導入に努めます。</li></ul>

### ⑤ 廃棄物の減量化とリサイクル〔庁舎管理所属〕

〔取組項目〕
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物の減量化 使い捨て製品の使用等自粛、生ごみの削減に努めます。</li><li>・ 分別回収の徹底 販売業者へ空き容器の回収を要請します。</li><li>・ 汚染物質等の排出削減 汚染物質等の適正な管理・処理に努めます。</li></ul>

## 2 施設・設備等における省エネルギー化の推進

施設の建設等、公用車の導入において実行すべき取組項目及び内容を示しています。

### (1) 施設の建設等に関する取組み

〔取組項目〕
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>新築等における省エネルギー化等</b> 新築・改築等に当たっては、省資源・省エネルギーに配慮した施設となるよう計画段階、設計段階から検討します。なお、施工に当たっては、環境負荷の少ない作業を行います。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>効果的な省エネ改修の推進</b> 省エネルギー診断結果に基づき費用対効果が高い省エネ改修を優先的に実施します。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>施設周辺的环境整備</b> 緑化等の整備や周辺環境等への配慮に努めます。</li></ul>

### (2) 公用車の導入に関する取組み

〔取組項目〕
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>環境に配慮した公用車の導入</b> 次世代自動車を導入するとともに、排気量の小さい自動車等の選択に努めます。</li></ul>

### 3 再生可能エネルギーの積極的な導入

再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電）の導入において実行すべき取組項目及び内容を示しています。

#### (1) 太陽光発電に関する取組み

〔取組項目〕
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>新築等における太陽光発電の導入等</b> 新築・改築等に当たっては、太陽光発電の導入を計画段階、設計段階から検討します。 屋根・土地貸し太陽光発電事業の導入を検討します。</li></ul>

#### (2) 小水力発電に関する取組み

〔取組項目〕
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>小水力発電の導入</b> 農業用水等を利用した小水力発電の導入を推進します。</li></ul>

## 第5章 計画の推進

### I 推進体制

新県庁エコプランについては、環境行政推進会（会長：副知事）、環境行政推進会議幹事会（座長：生活環境文化部次長）を組織し、計画の推進を図ります。

#### 1 推進組織

##### (1) 環境行政推進会議

副知事を会長、生活環境文化部長を副会長、下記に掲げる者を委員として構成する環境行政推進会議を置く。

###### 〈所掌事務〉

- ・エコプランの推進（実施状況の点検を含む。）に関すること。

###### 〈委員〉

- ・各部局次長、企業局次長、教育次長、警察本部警務部長

##### (2) 環境行政推進会議幹事会

環境行政推進会議に、生活環境文化部次長（環境担当）を座長、下記に掲げる者を幹事として構成する幹事会を置く。

###### 〈所掌事務〉

- ・エコプランの推進（実施状況の点検を含む。）についての庁内の意見調整に関すること。

###### 〈幹事〉

###### ・連絡課長等

各部局連絡課長、知事政策局課長（管理担当）、企業局経営管理課長、教育委員会教育企画課長、警察本部警務課長

###### ・関係課長

環境政策課長、自然保護課長、環境保全課長、管財課長、医務課長、都市計画課長、営繕課長、総務会計課長、警察本部会計課長

##### (3) 推進部会

環境行政推進会議幹事会に、必要に応じて、推進部会を設置する。

###### 〈所掌事務〉

- ・エコプランの推進に係る専門的事項の協議、調査研究に関すること。

## 2 各部局等における責任者

### (1) 連絡幹事

各部局等に連絡幹事を置き、下記に掲げる幹事（連絡課長等）をもって充てる。

#### 〈所掌事務〉

- ・部局等内のエコプラン責任者及びエコプラン庁舎責任者の指導に関すること。
- ・部局等内に目標の未達成その他不適合が発見された場合における是正措置に関すること。
- ・推進状況及び是正措置の環境行政推進会議への報告に関すること。

#### 〈幹事〉

- ・連絡課長等  
各部局連絡課長、知事政策局課長（管理担当）、企業局経営管理課長、教育委員会教育企画課長、警察本部警務課長

### (2) エコプラン庁舎責任者

本庁舎や総合庁舎など、複数の所属が入居する庁舎にエコプラン庁舎責任者を置き、当該庁舎の管理を行う所属のエコプラン責任者をもって充てる。

#### 〈所掌事務〉

- ・庁舎全体で取り組むべき事項に係る庁舎内各所属のエコプラン責任者に対する連絡調整、指導に関すること。
- ・庁舎内に目標の未達成その他不適合が発見された場合における是正措置に関すること。
- ・庁舎全体で取り組むべき事項に係る推進状況及び是正措置の連絡幹事への報告に関すること。

### (3) エコプラン責任者

各所属にエコプラン責任者を置き、所属長をもって充てる。

#### 〈所掌事務〉

- ・所属内における取組みの指導に関すること。
- ・所属内に目標の未達成その他不適合が発見された場合における是正措置に関すること。
- ・推進状況及び是正措置の連絡幹事への報告に関すること。

#### (4) エコプラン推進員

各所属のエコプラン責任者の下にエコプラン推進員を置き、下記に掲げる者をもって充てる。

- 〈所掌事務〉**
- ・ 具体的な取組みについての職員の指導に関すること。
  - ・ 推進状況の取りまとめに関すること。
- 〈エコプラン推進員〉**
- ・ 本庁各所属の庶務担当課長補佐
  - ・ 出先機関の庶務担当課長又は庁舎管理担当課長
  - ・ 県立学校の事務長又は事務部長
  - ・ 上記に該当する職がない所属にあっては、エコプラン責任者が指名する者



■ : 環境行政推進会議    ■ : 環境行政推進会議幹事会

※本庁舎や総合庁舎など、複数の所属が入居する庁舎の場合

#### 新県庁エコプランの推進体制

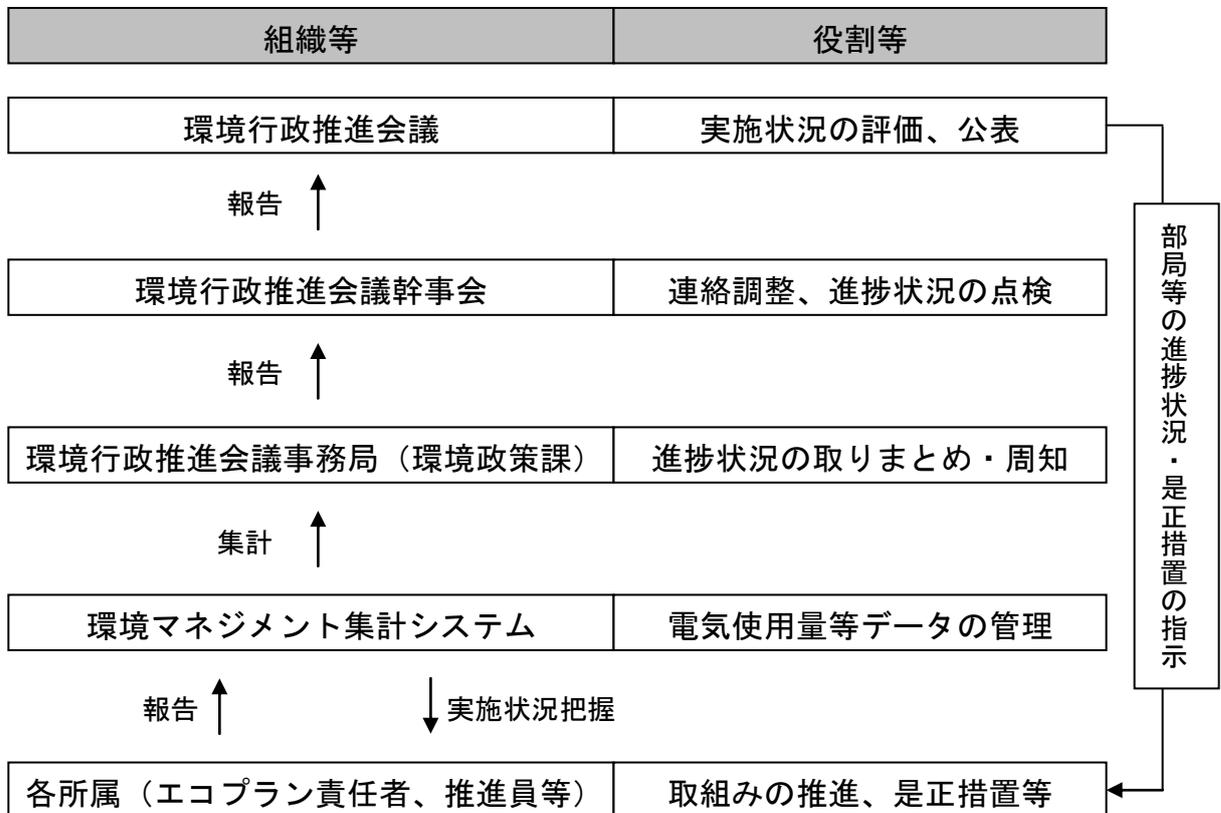
## II 進捗状況の点検

県庁環境マネジメントシステムに基づき、PDCAサイクルの運用により進行管理を行い、継続的な環境負荷の低減を推進します。

エコプラン推進員とエコプラン責任者（またはエコプラン庁舎責任者）は、県庁環境マネジメント集計システムにより、毎月（翌月末締め）、電気使用量等の状況を報告します。環境行政推進会議事務局（環境政策課）は、年度結果を環境行政推進会議に報告します。

環境行政推進会議は、各部局等の推進状況と是正措置を点検・評価し、必要な取組みについて指示を行うとともに、推進状況を公表します。

### 〈進捗状況の点検の流れ〉



### Ⅲ 職員に対する研修等

- ・ 職員の環境保全活動の促進を図るため、施設の省エネ手法やエネルギー管理標準の作成等に関する研修を実施します。
- ・ 環境月間（6月）等の環境関連月間等を中心に、庁内掲示板等を通じて省資源・省エネルギーの取組みを周知します。
- ・ 「汎用照会回答システム」を活用して、職員による省資源・省エネルギーの取組状況を把握するとともに、職員からの省資源・省エネルギーのアイデアを募集します。

#### 〈環境関連月間等〉

- ・ 環境月間（6月）、3R推進月間（10月）、エコドライブ推進月間（11月）、地球温暖化防止月間（12月）、省エネルギー月間（2月）
- ・ 省エネルギーの日（毎月1日）

#### 〈環境保全活動の呼びかけ（例）〉

- ・ 夏季の軽装期間の呼びかけ
- ・ 定時退庁日の呼びかけ

「スッキリカエル。の日

～ ゆとり・ふれあいDAY～（毎週水、金曜日）」

夏季における職員の軽装期間を  
5月1日～10月31日とし、  
暑さをしのぎやすい服装を  
励行しています。

夏季における職員の軽装期間中の冷房期間の短縮や適正な冷房  
設定を進め、燃料使用量の削減に努めます。



### Ⅳ 公表

毎年度1回、計画の進捗状況を環境白書及びホームページ等により公表します。

### Ⅴ その他

県の関係団体や市町村に対しても、県と同様の取組みがなされるよう、計画を周知するとともに、適切な助言等に努めます。

新県庁エコプラン〈第4期計画〉  
—富山県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—

第1期計画 平成14年3月策定

第2期計画 平成19年3月策定

第3期計画 平成24年1月策定

第4期計画 平成28年5月策定

問合せ先：富山県生活環境文化部環境政策課

TEL 076-444-3141